

地方一般財源総額の確保・充実及び  
税源の偏在是正について

令和7年8月29日

埼 玉 県  
千 葉 県  
神 奈 川 県

## 地方一般財源総額の確保・充実及び 税源の偏在是正について

地方財政は、こども施策の強化を含む社会保障費の一層の増加が見込まれる中、地方創生・人口減少対策、脱炭素化の推進、頻発する自然災害に備える国土強靱化などの重要課題への対応のほか、物価高や民間の賃上げ等に伴う財政需要の増加も見込まれるなど厳しい状況にある。

こうした中、国においては、経済対策や物価高騰に対する支援策のひとつとして、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税における暫定税率の廃止や、消費税減税が議論されているが、地方が国と一丸となり、「賃金と物価の好循環」や「成長と分配の好循環」の実現に向け取り組んでいくとともに、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。

また、高校授業料実質無償化など一部に進展が見られるものの、東京都一極集中が続く中、令和7年度も東京都は、「0～2歳児の第1子の保育料無償化」、「民間医療機関への独自の支援」、「夏季における水道基本料金の無償化」といった施策を打ち出しているため、こども施策をはじめとした様々な施策で、東京都と周辺自治体の地域間格差がもはや看過し得ない水準にまで拡大しており、これは財政状況の違いから生じているものと考えられる。

特に、地方法人関係税については、電子商取引の進展や、納付税額が多い大企業が、東京都に本店又は事業所を置く傾向が強いことなどを背景に、東京都への税収集中がより一層進んでいる状況にあり、地域間の格差が生じる大きな要因となっている。

こうした中、「令和7年度与党税制改正大綱」では、道府県民税利子割は、インターネット銀行の伸長等、経済社会構造の変化により、半数近くの税収が東京都に集中している状況にあり、「税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る」とされ、総務省の検討会における中間整理を踏まえ、今後、具体化に向けて議論が行われるが、この見直しのみでは財政格差の解消には不十分である。

我が国が人口減少時代を迎えており、地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりを進める上でも、税源偏在への対応は、まさに待ったなしの状況である。

については、このような状況を踏まえ、次の事項について要望する。

### 1 地方一般財源総額の確保・充実

社会経済状況の変化を踏まえ、税制改正の検討に当たっては、減収分について代替となる恒久財源を確保するなど、地方財政への影響に十分配慮するとともに、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう、地方一般財源総額実質同水準ルールの堅持にとどまらず安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額の更なる確保・充実を図ること。

## 2 税源の偏在是正

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないよう、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）や、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条などに基づき、国は、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、その結果を勘案し、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、適切な偏在是正措置を早急に講じること。

令和7年8月29日

総務大臣 村上 誠一郎 様  
財務大臣 加藤 勝信 様

埼玉県知事 大野 元裕  
千葉県知事 熊谷 俊人  
神奈川県知事 黒岩 祐治